

自然共生サイト保全活動推進事業補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (各年度1月31日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送、持参又は電子メールで提出してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【変更の手続きが必要な場合】

補助上限額を超えない範囲で増額を行う場合、又は事業実施場所の変更を行う場合

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先に郵送、持参又は電子メールで提出してください。

【2カ年度に渡って事業を実施する場合】

交付決定年度の3月31日までの事業の進捗状況を、翌年度4月20日までに報告してください。

なお、進捗状況報告書は下記提出先に郵送、持参又は電子メールで提出してください。

4. 事業完了

※この補助金においては、補助対象経費の支払いがすべて完了したことを持って事業の完了とします

なお、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、下記提出先に郵送、持参又は電子メールで提出してください。

◎補助金の支払い

※支払い時期や支払いに必要な提出書類については、交付決定通知又は、交付額の確定通知の際にお知らせさせていただきます。